

2015年10月6日

〔明石市教育長への要求書〕

明石市臨時・非常勤職員ユニオン  
明石市非常勤給食調理員労働組合

## 2016年度 明給労要求書

日々ご健勝のことと存じます。

平素は私たち明給労に対しまして労使協議を十分に尊重し、ご尽力頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて私たちの職場では近年の栄養の見直しによる献立の複雑化に加え「ドライ運用」「米飯給食の週3回導入」また今年度より改定された「アレルギーマニュアル」への対応などもあり、労働はますます過重となっています。正規職員・明給労の退職者不補充による民間委託が進む中、直営校調理員のうち、臨時・非常勤の割合は半数以上を占め、私たちは正規職員と同様の役割・責任をもって業務を行っています。

しかし、私たちの賃金、労働条件は「任用が違う」の理由のみで一向に改善されず。正規職員と大きな差があります。とりわけ60歳からの臨時嘱託の労働条件は正規と同じとするという労使の確認があったにもかかわらず、正規職員は2009年度より実施された再任用制度によって改善され、臨時嘱託は取り残されたままになっています。その上、明給労が60歳に達するまで持っていた労働条件は維持されず組合員の間で労働条件の均衡を欠く状況となっています。20年近く給食職場を支え続ける私たちは、この格差に全く納得ができません。

また臨時調理支援員に関しては長年給食職場で働き続け、正規・明給労同様に直営校の業務を担うものでありながら、新臨時職員制度で「雇用止め」の不安を抱えながら働いています。その上、賃金・労働条件も一向に改善されず安心して働くことが困難な状況です。

私たちは、子どもたちに安全でより美味しい給食を提供するためにも、ここに作業内容に見合う平等な取り扱いと、正規職員との均等な賃金・労働条件の改善を組合員の総意を持って、下記のとおり要求します。

尚、回答については10月15日までに誠意を持って文書にてお願いします。もし誠意が見られない場合は、市労連をはじめ全国の自治労の仲間とともに、明給労の総力を挙げてたたかうことを申し添えます。

## 記

- 1 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理嘱託・学校給食従事員を全員、正規職員とすること。
  - (1) 給食調理員の募集を行なうときは「パート労働法」の趣旨に則り、臨時調理嘱託・学校給食従事員から、勤務年数順に優先的に採用すること。
- 2 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行なわず、直営を堅持すること。
- 3 60歳以降の雇用については、全員を学校給食従事員の賃金・労働条件で65歳まで延長すること。
- 4 長年にわたる退職者不補充による労働過重、また、給食業務の維持向上を図って行く為にも以下の改善をすること。
  - (1) 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。
    - ① 学校給食従事員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。
  - (2) 調理員を自治労基準で配置し労働過重に伴う人員増をすること。
  - (3) 職員の補充、欠員は新たな職員を採用して補充すること。
- 5 正規職員に至るまでは学校給食従事員を全員、臨時調理嘱託とすること。
- 6 臨時調理嘱託・学校給食従事員の労働条件については、学校職員として均等の取り扱いとし、以下の改善をすること。
  - (1) 賃金制度は正規職員と同じとすること。
    - ① 賃金は1年毎に4号給昇給とし正規職員と同様に昇格もすること。
    - ② 毎月安定した収入確保のため月給制とすること。
    - ③ 扶養手当、住宅手当などを支払うこと。
  - (2) 退職金制度を改善し正規職員と同じとすること。
  - (3) 学校給食従事員の勤務日数を増やすこと。
  - (4) 休暇制度を正規職員と同じとすること。
    - ① 夏季休暇、生理休暇を正規職員と同じとすること。
    - ② 私療休暇制度、介護休暇制度を正規職員と同じとすること。
    - ③ 看護休暇を正規職員と同じく制度化すること。
    - ④ 短時間介護休暇を正規職員と同じく制度化すること
    - ⑤ リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。
  - (5) 公務災害（労働災害）の取り扱いを正規職員と同じとすること。
    - ① 市の責任において公務災害補償と同じになるように補填すること。
- 7 現行のプール制度を抜本的に改善すること。
- 8 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく安全衛生の確立を行うこと。